

保育士等相談窓口運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 件名

保育士等相談窓口運営業務委託

2 事業目的

保育現場における悩みや不満、疑問を抱える多数の保育士等の就労継続を支援するため、相談窓口を設置する。

保育士が直面する職場の人間関係や労働環境、労働条件等多岐にわたる保育現場特有の相談に対して、保育現場のコンサルタントや各種相談対応の経験を有する公認心理師や社会保険労務士等の専門家が一元的かつ的確な助言等を行う必要がある。

このため、専門知識・豊富な経験を有する民間事業者等を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

3 業務内容等

別紙仕様書（案）のとおり

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

初年度を含め3年を限度として、次年度以降契約更新の可能性あり。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での本業務継続決定等の条件により、契約更新を保証するものではない。

5 事業費限度額

3,950,000円（税込金額）

なお、別に最低制限価格を設定する。

6 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと
- (3) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと
- (4) 経営不振状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。）
- (5) 次のいずれかの法人であること

- ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - イ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号又は第 4 号に規定する法人
 - エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する法人
 - オ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 に規定する社会保険労務士法人
 - カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
 - キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合
- (6) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと
- ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
 - イ 暴力団員を雇用している場合
 - ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合
 - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

7 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

内容	期日
応募書類受付	令和 7 年 4 月 14 日から 令和 7 年 5 月 13 日 17 時まで
質問の受付	令和 7 年 4 月 14 日から 令和 7 年 4 月 30 日 17 時まで
質問に対する回答	令和 7 年 5 月 7 日
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 7 年 6 月上旬
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 6 月 17 日 （予備日 令和 7 年 6 月 23 日）
第二次審査結果通知	令和 7 年 6 月末

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

8 応募方法

(1) 提出資料

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、来庁する日時を事前連絡のうえ、受付期間内にすべて提出すること。また、電子媒体欄に「○」

とある書類については、紙文書と併せて電子媒体もメールにて提出すること。

書類名	必要部数	電子媒体	備考
ア 参加申込書（様式1）	1部		
イ 法人概要書（様式2）	10部	○	
ウ 企画提案書（任意書式）	10部 正本1部、 副本9部	○	参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。
エ 見積書（様式3）	1部	○	事業費限度額内とすること。
オ 登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	1部		
カ 直近3年間の決算報告書	1部		監査証明等を添付すること。
キ 法人税申告書別表の写し及び 勘定科目内訳明細書	1部		原則直近3期分とすること。
ク 最新の収支予算書（1年分）	1部		

(2) 提出期限

令和7年5月13日 17時まで

(3) 提出先

「15 担当課」宛

(4) 参加資格の欠格自由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

9 企画提案書の作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順番で記載すること。

No.	項目	内容
1	本業務の受託に関する基本的考え方	本業務の受託に係る基本的な考え方 ・作業項目、業務遂行の流れ、スケジュール ・個人情報の管理体制

2	業務実績	保育現場で勤務する者を対象として、労働問題や職場における悩みや不安などの相談を受け付け、その解決に向けた助言等を行う業務の実績（国や地方自治体における実績がある場合は必ず記載すること）
3	業務執行に係ること	実施体制、人員配置計画及び区との連絡体制

※企画提案書は、日本工業規格A4判とし、任意書式にて作成すること。

※審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。

※企画提案書の差替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

※提案を取り下げの場合は、取下願（様式4）を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

10 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式5）を「15 担当課」宛に電子メールにて提出すること。

件名に「保育士等相談窓口運営業務委託質問事項【事業者名】」と記載すること。

なお、メール送信後、受信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年4月14日から令和7年4月30日17時まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

なお、個別対応不可とし、回答公表時、質問者名は非公開とする。

ア 公開場所

大田区ホームページ (<https://www.city.ota.tokyo.jp>)

イ 公開期間

令和7年5月7日以降

11 審査方法

(1) 候補者の選定は、「保育士等相談窓口運営業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（3社以内）を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面及び電子メールにて通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

ア 当該審査は令和7年6月17日（予備日 令和7年6月23日）に、大田区内で開催を予定している。詳細については該当事業者に別途通知する。

イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書に加え、A4判1枚（両面印刷可）を当日の追加資料として委員に配布することができる。

なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ 説明者は当委託業務の実務担当者が行うこととする。

エ 説明時間は15分、質疑応答は15分程度とする。

オ 審査項目は次のとおりとする。

（ア）プレゼンテーション

（イ）質疑応答

（ウ）全体評価

12 選定結果の通知・公表

(1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。

(2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する（令和7年6月下旬発送予定）。

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

13 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約締結に至らなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

14 その他

(1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。

(3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。

(4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。

(5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。

(6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。

(7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。

15 担当課

大田区こども未来部保育サービス課（保育サービス基盤当）

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 3 階 21 番窓口）

電話 03-5744-1277

E-mail kod-kiban@city.ota.tokyo.jp